

02.28

復代理人が更に復代理人を選任する場合
の取扱い

委任による代理人の復代理人が更に復代理人を選任することは原則として認めない。

(説明)

委任による代理人の復任権については、民法第104条において「本人の許諾を得たとき又はやむを得ない事由があるとき」に限定して認めている。

委任による代理人は、本人との人的信頼関係によって選任されているものであるから、代理人が復代理人を選任し、これに手続をなさしめることは、一般に、本人の信頼に即したとはいえないので、特別法である特許法は第9条^{*1}により特別の授権を得た場合に限り、復代理人の選任を認めている。

したがって、復代理人を選任することは、本来、例外的な事柄であり、復代理人が更に復代理人を選任することを認めると、本人との信頼関係がますます希薄となることから本文のとおり取り扱う。

なお、本人が代理人に代理権及び復任権を与えるとともに、当該復代理人が更に復代理人を選任し得ることを明示した場合において代理人が当該復任権等の内容を明示して復代理人を選任し、この権限に基づいて、更に復代理人が選任されたような場合には、復代理人が更に復代理人を選任することが、例外的に認められる。しかし、本人が代理人に付与した委任状に単に「復代理人を選任する権限を委任する」と記載されている場合には、認められない。

(改訂平成23・11)

*1 特9条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用